

2022年6月17日

株 主 各 位

京都市東山区一橋野本町11番地の1
三洋化成工業株式会社
代表取締役社長 樋 口 章 憲

第98回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第98回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第98期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 第98期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記各事項の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

（変更内容は、3、4頁に記載のとおりであります。）

第2号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり取締役に安藤孝夫、樋口章憲、前田浩平、下南裕之、原田正大、西村健一、白井 文、小畑英明、佐野由美の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

本総会終了後の取締役会において代表取締役の選定等が行われました。
2022年6月17日現在の当社役員の状況は以下のとおりであります。

取締役会長	安藤孝夫	専務執行役員	鶴田博之
代表取締役社長兼執行役員社長	樋口章憲	常務執行役員	藤井雄一
代表取締役兼執行役員副社長	前田浩平	常務執行役員	須崎裕之
取締役兼常務執行役員	下南裕之	常務執行役員	奥喜之
取締役兼常務執行役員	原田正大	執行役員	福井正弘
取締役兼執行役員	西村健一	執行役員	土屋稔
社外取締役	白井文	執行役員	楡康治
社外取締役	小畑英明	執行役員	宮脇基寿
社外取締役	佐野由美	執行役員	中野達也
社外監査役（常勤）	黒目泰一	執行役員	竹内昌
監査役（常勤）	堀家尚文	執行役員	山本祐介
社外監査役	加留部淳		
社外監査役	中野雄介		

（注）当社は、白井文氏、小畑英明氏、佐野由美氏、中野雄介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

配当金のお支払いについて

1. 配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を、それぞれ5月31日付で発送いたしておりますので、ご確認ください。
2. 上記ご指定がない方は、5月31日付で「第98期期末配当金領収証」を発送いたしておりますので、お受け取りがお済みでない場合は、2022年7月29日までに最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

<お問い合わせ先>

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（証券代行事務センター）

フリーダイヤル 0120-782-031（祝日を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00）

定款一部変更の内容

(下線は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第25条～第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(取締役会決議の省略)</u></p> <p>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条～第39条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上